

学校法人 ILP 学園 寄付金募集のご案内

寄付金募集要項

1. 目的

本校では、21 世紀の少子高齢化のなかで、今後ますます求められる人材は、幅広い知識と技能を身につけた医療・福祉の専門家だと言われています。私たち ILP お茶の水医療福祉専門学校では、「人々を愛し、愛される (I LOVE People) 」、ことをモットーに、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を備えた医療・福祉の礎を築く、有能な人材を育成し、21 世紀の福祉社会に貢献することを目的としています。

そこで、豊かな教育環境のもと、地域医療・福祉の未来の担い手たちを大切に育てていくことが、本校に与えられた揺るぎない使命です。しかしながら、少子化に伴う 18 歳人口の減少や新型コロナウイルス感染等で医療福祉専門学校を取り巻く環境にも厳しいものがあります。

本校では教職員一丸となり様々な経営努力や経費節減に努め、財政基盤の確立に努めておりますが、今後より一層皆さまに選ばれる学校として教育研究活動の充実と施設設備の整備拡張のために、広く皆様からのご理解とご支援を仰ぎ、寄付金を賜りたく存じます。どうか趣旨をご理解頂き、皆様からのご支援とご協力を頂けますよう、心よりお願い申し上げます。

2. 用途

- (1) 運営に必要な施設・設備の充実のための資金
- (2) 質の高い教育を実施・維持するために必要な資金

3. 寄付金の種類

- (1) 個人の寄付金
5,000 円以上 あるいは 1 口につき 5,000 円
- (2) 法人の寄付金
10,000 円以上 あるいは 1 口につき 10,000 円

4. 寄付金の申込方法

寄付金申込書をダウンロードして、郵送または FAX にてお申し込み下さい。

5. 寄付金に関する減免措置

学校法人 ILP 学園は、寄付金募集について、特定公益増進法人の証明書の交付を受けています。

本学園に寄附をいただきましたら、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受ける事ができます。

(1) 個人の場合

年内（1～12月）に寄附していただいた金額が2,000円を超える場合、所得税法の特典寄付金として寄付金控除の適用を受けることができます。

寄付者ご自身が確定申告の際、本学園発行の「寄付金受領書」及び「特定公益増進法人であることの証明書（写）」を所轄の税務署へ提出することにより所得税の控除を受けることができます。

本学園でご入金の確認が出来次第、「寄付金受領書」とともに「特定公益増進法人であることの証明書（写）」をお送りいたします。

(2) 企業・法人の場合

法人様からの寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては特定公益増進法人寄付金と受配者指定寄付金とがあります。

①特定公益増進法人寄付金（一定の限度額まで損金に算入できる寄付金）

この寄付金は特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

損益算入は本学園発行の「寄付金受領書」および「特定公益増進法人であることの証明書（写）」によって法人税減免の手続きをすることができます。

【特定公益増進法人への寄付に係る損金算入限度額】 = (資本等の金額×0.375%+当該年度所得×6.25%×1/2)

○受領書等の発行

本学園でご入金の確認が出来次第、「寄付金受領書」とともに「特定公益増進法人であることの証明書（写）」をお送りいたします。

②受配者指定寄付金（金額損金に算入できる寄付金）

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄附していただく制度で、寄付金の金額が当該事業年度の損金に算入することができます。

ただし、この制度にあたっては、事業団の利用要件があり、扱えない寄附もございますので、詳しくは、日本私立学校振興・共済事業団 <https://www.shigaku.go.jp> サイトをご覧ください。

6. ご芳名の掲載

寄付者様の掲示寄付を頂きました皆様のご支援、ご協力に感謝し、当校ホームページにてご芳名を掲載いたします。ご芳名の掲載可否については、「可」を○で囲んで頂いた方のみを掲載させていただきます。

7. お問い合わせ連絡先

〒810-0041

福岡県福岡市中央区大名 1 丁目 9-51

学校法人 ILP 学園 ILP お茶の水医療福祉専門学校

事務室・寄付金担当係 TEL : 092-731-74221 FAX : 092-731-7422

